

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成27年3月26日(2015.3.26)

【公表番号】特表2014-527560(P2014-527560A)

【公表日】平成26年10月16日(2014.10.16)

【年通号数】公開・登録公報2014-057

【出願番号】特願2014-523969(P2014-523969)

【国際特許分類】

C 10 G 53/14 (2006.01)

C 10 G 53/04 (2006.01)

【F I】

C 10 G 53/14

C 10 G 53/04

【手続補正書】

【提出日】平成27年2月5日(2015.2.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

原料中のオイルとアスファルトを分離する統合プロセスであって、原料を有効量の酸化剤と共に酸化ユニットに充填し、酸化された有機硫黄化合物を含有する中間チャージを生成し；および

該中間チャージを有効量の溶剤と一緒に溶剤脱アスファルトユニットを通し、脱アスファルト／脱硫オイル相および酸化有機硫黄化合物を含有するアスファルト相を生成することを含む、統合プロセス。

【請求項2】

酸化ユニットがアスファルト酸化装置である、請求項1記載のプロセス。

【請求項3】

中間チャージが酸化有機硫黄化合物および酸化有機窒素化合物を含有する、請求項1記載のプロセス。

【請求項4】

酸化有機硫黄化合物および酸化有機窒素化合物が、溶剤脱アスファルトユニットにて使用される溶剤に不溶であり、それによりアスファルト相に移る、請求項3記載のプロセス。

【請求項5】

酸化ユニットが100～300の範囲にある注入口温度で操作される、請求項1記載のプロセス。

【請求項6】

酸化ユニットが150～200の範囲にある注入口温度で操作される、請求項1記載のプロセス。

【請求項7】

酸化ユニットが150～400の範囲にある温度で操作される、請求項1記載のプロセス。

【請求項8】

酸化ユニットが250～300の範囲にある温度で操作される、請求項1記載のプロ

セス。

【請求項 9】

酸化ユニットが常圧～60バールの範囲にある圧力で操作される、請求項1記載のプロセス。

【請求項 10】

酸化ユニットが常圧～30バールの範囲にある圧力で操作される、請求項1記載のプロセス。

【請求項 11】

酸化ユニットが均一系触媒の存在下で操作される、請求項1記載のプロセス。

【請求項 12】

前記均一系触媒がMn(VI)、W(VI)、V(V)、Ti(IV)を含む遷移金属触媒活性種から選択される、請求項11記載のプロセス。